

金融庁、サステナビリティ情報等の有報開示を求める「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案を公表

ポイント解説 | 有限責任 あずさ監査法人

金融庁は2022年11月7日に、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案を公表し、パブリックコメントの募集を開始しました（コメントの募集期限：2022年12月7日）。

ポイント

- 本改正案は、2022年6月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告における提言を受け、「企業内容等の開示に関する内閣府令」（以下「開示府令」という）等の改正を提案するものである。主に、以下の事項について、有報等における開示の拡充を提案している。

サステナビリティ

- サステナビリティ全般に関する開示
- 人的資本、多様性に関する開示

コーポレートガバナンス

- 取締役会や指名委員会・報酬委員会等の活動状況等
- サステナビリティ情報をはじめとした将来情報の記述（任意開示書類の参照を含む）と虚偽記載の責任の関係が明確化された。
- 「記述情報の開示に関する原則（別添）」として、サステナビリティ情報の開示における考え方及び望ましい開示に向けた取組を追加している。

適用時期

2023年3月期に係る有報等から適用することが提案されている。

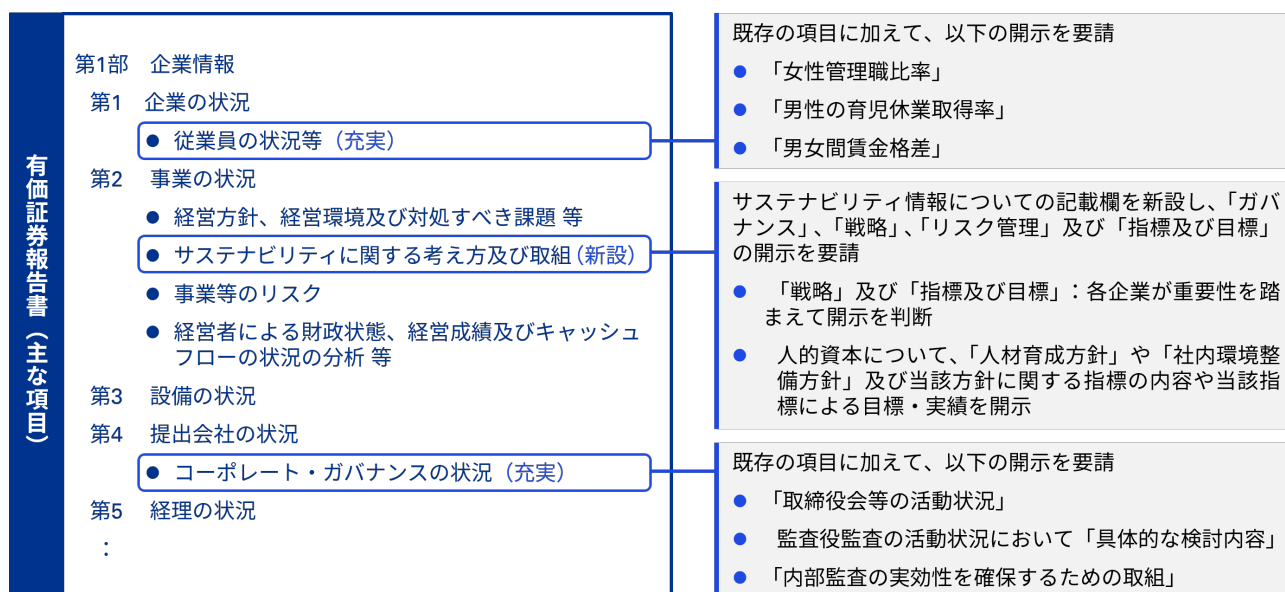
1. 経緯

本年6月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（以下「DWG報告」という）において、「サステナビリティに関する企業の取組みの開示」、「コーポレートガバナンスに関する開示」などに関して、制度整備を行うべきとの提言がなされました。本改正案は、当該提言を踏まえ、有価証券報告書及び有価証券届出書（以下「有報等」という）の記載事項について、以下の改正提案を行うものです。

2. 改正案の概要

開示府令の改正案の概要は、【図1】のとおりです。

【図1】開示府令案の概要



（金融商品取引法に基づく男女間賃金格差の開示について（金融庁説明資料）資料3をもとにあずさ監査法人にて加工）

（1）サステナビリティに関する企業の取組みの開示

① サステナビリティ全般に関する開示

DWG報告では、国際的な動向を踏まえ、サステナビリティに関する企業の取組みについて、TCFDのフレームワークにおける4つの構成要素（「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」及び「指標と目標」）の枠で有報上開示することや、投資家にわかりやすく投資判断に必要な情報を提供する観点から、核となるサステナビリティ情報をまとめて記載できる記載欄を新設することが提言されました。

これを受けて、次の改正提案がなされています（開示府令第二号様式「第二部 第2【事業の状況】」及び同様式 記載上の注意（以下「記載上の注意」という）(30-2)ab）。

＜法令上記載が求められる事項＞

連結会社（連結財務諸表を作成していない場合には提出会社）のサステナビリティに関する考え方及び取組の状況について、有報等に、【サステナビリティに関する考え方及び取組】の記載欄を新設し、以下を記載（※1）（※2）（※3）

(必須記載事項)

- **「ガバナンス」** (サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、及び管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続)
- **「リスク管理」** (サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための過程)

(重要性に応じて記載する事項)

- **「戦略」** (短期、中期及び長期にわたり提出会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組)
- **「指標及び目標」** (サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する提出会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報)

※1 サステナビリティ情報には、国際的な議論を踏まえると、例えば、環境、社会、従業員、人権の尊重、腐敗防止、贈収賄防止、ガバナンス、サイバーセキュリティ、データセキュリティなどに関する事項が含まれ得ると考えられる（「記述情報の開示に関する原則（別添）」（注1））。

※2 【事業の状況】の「1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】」の次に新設することが提案されている。

※3 記載すべき事項の全部又は一部を有報等の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる（後述②人的資本、多様性に関する開示も同様）。

② 人的資本、多様性に関する開示

DWG報告においては、国際的な動向等を踏まえ、投資家の投資判断に必要な情報を提供する観点から、人的資本や多様性に関して、有報等の開示項目とすることが提言されました。

これを受けて、本改正案では、以下の開示の拡充が提案されています（記載上の注意(30-2)cd、(29) d～f）。

<法令上記載が求められる事項>**【サステナビリティに関する考え方及び取組】**

- 人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針（例えば、人材の採用及び維持並びに従業員の安全及び健康に関する方針等）を**「戦略」**において記載
- 上記で記載した方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績を**「指標及び目標」**において記載

【従業員の状況】

- 女性活躍推進法等に基づき、「女性管理職比率」、「男性の育児休業取得率」及び「男女間賃金格差」を公表している提出会社及びその連結子会社に対して、これらの指標を記載（※1）（※2）

※1 提出会社及び連結子会社において、これらの指標を女性活躍推進法等の規定に基づき公表していない場合は、開示が必須とされていない（記載上の注意（29）d～f 但書）。

※2 これらの指標を記載するに当たって、任意で追加的な情報を記載することが可能であること、サステナビリティ記載欄の「指標及び目標」における実績値に、これらの指標の記載は不要であることが明確化されている（開示ガイドライン5-16-3、5-16-5）。

③ サステナビリティ情報の開示における考え方及び望ましい開示に向けた取組み（「記述情報の開示に関する原則」）

DWG報告で提言されたサステナビリティ情報の開示についての期待等を踏まえて、サステナビリティ情報の開示における考え方及び望ましい開示に向けた取組（「記述情報の開示に関する原則（別添）—サステナビリティ情報の開示について—」（案））が併せて公表されています。

本原則の主な内容は、以下のとおりです。

<考え方>

- サステナビリティに関する考え方及び取組は、企業の中長期的な持続可能性に関する事項について、経営方針・経営戦略等との整合性を意識して説明するものである。

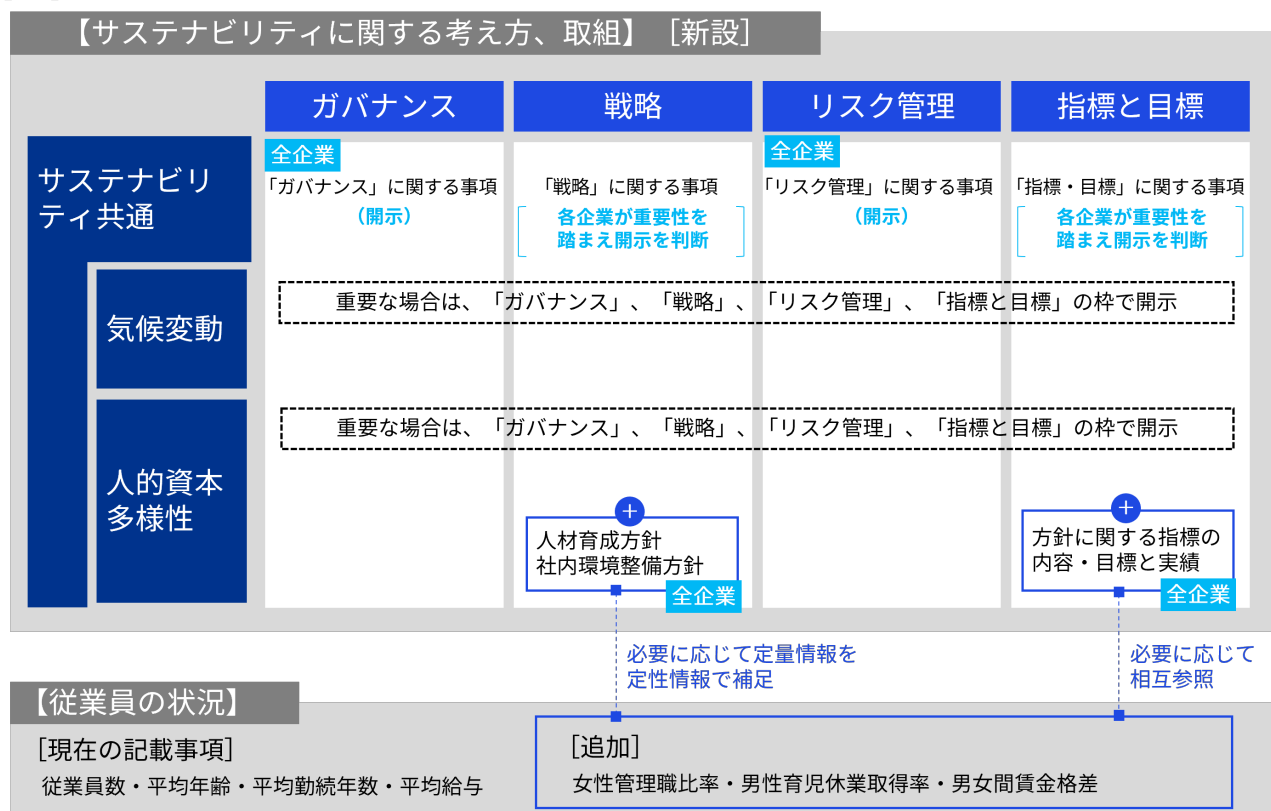
<望ましい開示に向けた取組>

- 企業が、業態や経営環境等を踏まえ、重要であると判断した具体的なサステナビリティ情報について、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の枠で開示することとすべきである。
- 「戦略」と「指標及び目標」について、各企業が重要性を判断した上で記載しないこととした場合でも、当該判断やその根拠の開示が期待される。
- 国内における具体的開示内容の設定が行われていないサステナビリティ情報の記載に当たって、例えば、国際的に確立された開示の枠組みである気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）又はそれと同等の枠組みに基づく開示をした場合には、適用した開示の枠組みの名称を記載することが考えられる。
- 気候変動対応が重要である場合、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の枠で開示することとすべきであり、GHG排出量について、各企業の業態や経営環境等を踏まえた重要性の判断を前提としつつ、Scope1・Scope2のGHG排出量については、積極的な開示が期待される。
- 「女性管理職比率」等の多様性に関する指標について、連結グループにおける会社ごとの指標の記載に加えて、連結ベースの開示に努めるべきである。

なお、サステナビリティ情報については、現在、国内外において、開示の基準策定やその活用の動きが急速に進んでいる状況であるため、サステナビリティ情報の開示における「重要性（マテリアリティ）」の考え方を含めて、今後、国内外の動向も踏まえつつ、本原則の改訂を行うことを予定しているとされています。

以上を踏まえたサステナビリティ開示の概観は以下のとおりです。

【図2】サステナビリティ開示の概観



(金融商品取引法に基づく男女間賃金格差の開示について (金融庁説明資料) 資料3をもとにあずさ監査法人にて加工)

④ 将来情報の記述と虚偽記載の責任及び任意開示書類の参照

サステナビリティ情報は、企業の中長期的な持続可能性に関する事項であり、将来情報を含むこととなりますが、投資家の投資判断にとって有用な情報を提供する観点では、事後に事情が変化した場合において虚偽記載の責任が問われることを懸念して企業の開示姿勢が委縮することは好ましくないことがDWG報告にて提言されました。

これを受けて、「企業内容等の開示に関する留意事項について (企業内容等開示ガイドライン)」の改正案において、以下の事項を明確化する提案がなされています。

<ガイドラインで明確化された事項>

- サステナビリティ情報をはじめとした将来情報の記載について、記載した将来情報と実際の結果が異なる場合でも、以下の場合には、直ちに虚偽記載等 (※1) の責任を負うものではないことを明確化 (5-16-2)
 - 将来情報に関する経営者の認識及びその前提となる事実や仮定等について合理的な記載がされる場合
 - 将来情報について社内で適切な検討を経た上で、その旨が、検討された事実や仮定等とともに記載されている場合
- サステナビリティ情報や取締役会等の活動状況の記載については、その詳細な情報について、任意開示書類を参照することができることを明確化 (5-16-4)
- 任意開示書類に明らかに重要な虚偽があることを知りながら参照する等、当該任意開示書類の参照自体が有報等の重要な虚偽記載等になり得る場合を除けば、単に任意開示書類の虚偽をもって直ちに虚偽記載等の責任を問われるものではないことを明確化 (5-16-4)

※1 重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていること

(2) コーポレートガバナンスに関する開示

① 取締役会や指名委員会・報酬委員会等の活動状況

取締役会、指名委員会・報酬委員会等の活動状況に対する投資家の関心の高まり等を背景に、法定開示書類における開示がDWG報告にて提言されました。

これを受けて、本改正案では以下の開示の拡充が提案されています（記載上の注意(54)i）。

<法令上記載が求められる事項>

【コーポレートガバナンスの概要】

- 最近事業年度における提出会社の取締役会や指名委員会・報酬委員会等の活動状況（開催頻度、具体的な検討内容、出席状況）を記載

② 監査の信頼性確保に関する開示

DWG報告では、監査の信頼性確保の観点から、監査役会等における実質的な活動状況やKAMについての監査役等の検討内容を開示項目とし、投資家と監査役等との対話を促進させていくことの重要性や、デュアルレポーティングラインの有無を含む内部監査の実効性の説明を有報等の開示項目とすべきであること等が提言されました。

これを受けて、本改正案では、以下の開示の拡充が提案されています（同記載上の注意(56)a(b)、b(c)）。

<法令上記載が求められる事項>

【監査の状況】

■ 監査役監査の状況

最近事業年度における提出会社の監査役及び監査役会等の活動状況の開示項目のうち、従来の「主な検討事項」を「具体的な検討内容」に変更

■ 内部監査の状況等

内部監査の実効性を確保するための取組（内部監査部門が代表取締役のみならず、取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接報告を行う仕組みの有無を含む）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載

③ 政策保有株式等に関する開示

DWG報告では、投資家と投資先企業との対話において、政策保有株式の保有の正当性について建設的に議論するための情報が提供されることが望ましいこと等が提言されました。

これを受けて、本改正案では、以下の開示の拡充が提案されています（記載上の注意(58)d(e)）。

<法令上記載が求められる事項>

■ 【株式の保有状況】

保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要を記載

(3) その他

EDINETが稼働しなくなった際の臨時的な措置として代替方法による開示書類の提出を認めるため、「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令」の改正が提案されています。

(4) 改正案の対象外となった項目

DWG報告で提言された項目のうち、重要な契約の開示要件の明確化については、本改正案には織り込まれなかったため、今後の動向が注視されるところです。

3. 適用時期・経過措置

公布の日から施行することを予定しています。

- 開示府令の改正（上記2（1）（2））は、2023年4月1日から施行するものとし（附則第1条）、2023年3月31日以後に終了する事業年度に係る有報等から適用する（同日前に終了する事業年度に係る有報等は、なお従前の例による）こととされています（附則第2条）。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2022 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.